

「重要湿地の保全に関する勉強会」議事録

1. 開催日時

令和 5 年 2 月 5 日（日）14:00～16:00

2. 開催場所

御嵩町中公民館（大ホール）

3. 出席者

有識者	玉木一郎、富田啓介、千頭聡
環境省	自然環境局自然環境計画課 石川拓哉調整官、花田徹事業係長
JR東海	加藤覚所長、荒井潤担当課長、赤上広生副長、川崎貴之副長
御嵩町役場	渡邊公夫町長、各務元規総務部長、田中克典企画調整担当参事、山田敏寛企画課長
司会	澤田勇介リニア対策係長

4. 内容

- ・重要湿地の保全に関する勉強会について
- ・重要湿地とOECMについて
- ・東濃・中濃地域湿地群および美佐野のハナノキ群生地について
- ・発生土置き場計画の経緯について
- ・保全についての意見交換

5. 参加者の数

52人

6. 重要湿地の保全に関する勉強会の概要

○開会

司会	本日は重要湿地の保全に関する勉強会にご参加いただきありがとうございます。本日司会を務めさせていただく御嵩町役場企画課リニア対策係の澤田と申します。よろしくお願いいたします。それでは開会にあたり、御嵩町長 渡邊公夫からご挨拶させていただきます。
渡邊町長	皆さんこんにちは。日曜日の天気の良い日ではありますが、室内で勉強会という貴重な時間になると思います。私は今日、午前中は福鬼祭りに参加をさせて頂いております。非常に多人数の方がいろいろな思いもあったんだろうと思いますが、非常に楽しんでみえたので、本当によかったと思っています。そして本日は、これまでのフォーラムとは違い、勉強会です。とにかく皆さんに吸収をしていただきたい。環境省から石川調整官と花田係長さんに出席をいただいております。あと、先生方は概ね皆さんもご存知の方に来ていただいております。私が長くお話をするよりも早く勉

	<p>強会に入った方がいいと思いますので、どうぞ皆さんよろしくお願ひします。</p>
司会	<p>この勉強会は、重要湿地である東濃・中濃地域湿地群及び美佐野ハナノキ湿地群について学ぶとともに、有識者や環境省の方を交えて湿地全体をどのように保全していくとよいのか、置き場計画との折り合いについて意見交換を行うものです。安心してご発言いただける場とするために、以降の撮影はご遠慮いただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日ご出席いただいている有識者の先生をご紹介します。</p> <p>岐阜県立森林文化アカデミーの玉木先生 愛知学院大学の富田先生 日本福祉大学の千頭先生</p> <p>千頭先生は ZOOM により web 参加をいただいています。マイクを通さない発言は千頭先生に聞こえませんので、マイクを通してのご発言にご協力をお願いいたします。</p> <p>以上 3 名の先生にご出席いただいております。</p> <p>また、環境省からは自然環境計画課の石川調整官様と花田係長様にご出席いただいております。</p> <p>本日の内容はお配りさせていただいたレジュメに沿って進めさせていただきます。資料につきましては、レジュメが 1 枚と資料が 4 種類</p> <p>御嵩町説明資料 「重要湿地の保全に関する勉強会について」 環境省様説明資料 「重要湿地と OECM について」 富田先生説明資料 「東濃・中濃地域湿地群及び美佐野のハナノキ群生地について」 JR 東海説明資料 「発生土置き場計画の経緯」</p> <p>となっております。お手元の資料に不足がございましたらお知らせください。</p> <p>では、御嵩町から重要湿地の保全に関する勉強会の趣旨や目的について説明させていただきます。</p>

○次第 1：重要湿地の保全に関する勉強会について

御嵩町説明	<p>御嵩町企画調整担当参事の田中です。</p> <p>御嵩町から本日の勉強会の趣旨等について説明いたします。</p> <p>(2 ページ) 本日は、重要湿地そのものについて学べる機会にするとともに、湿地の保全方針について、有識者の先生からのご意見も聞きながら、皆様がいろいろと意見を出し合える場にしたいと考えております。重要湿地の指定については法的根拠や規制がない中、開発と保全の兼ね合いを確認すること、当地における適切な保全措置や開発の許容範囲を整理すること、湿地の保全には整備が必要であること、この 3 点を踏まえ、皆様のご意見をお聞きし、折り合える点を模索したいと考えております。</p> <p>(3 ページ) ご承知のとおり、現在、本町は J R 東海より発生土置き場</p>
-------	---

	<p>の計画の提案を受けており、フォーラムを通じて計画の安全性・妥当性について J R 東海に説明を求めて確認しております。本勉強会はフォーラムの枠組みとは別に、計画と保全の両立・折り合いと、湿地の保全方針をまとめることで、実現可能な保全策の策定と受入れ可否の判断材料となるような意見交換を目指しております。それでは、意見交換の前提として、まずは重要湿地、美佐野ハナノキ湿地群の現地の様子を知っていただくことが重要かと思っておりますので、簡単に写真・動画でご紹介させていただきます。</p> <p>前方のスライドをご覧ください。</p> <p>(4 ページ) こちらは、J R 東海の発生土置き場の計画候補地 A の空撮写真です。内部の、谷筋の湿地の状況を撮影しております。</p> <p><動画映像></p> <p>こちらは、ゴルフ場開発計画が途中で終了した跡地であり、主に約 16 ha の民有地となっています。</p> <p>(5 ページ) 続いて、計画候補地 B の空撮写真です。ため池跡地の谷筋合流部より上流部と下流部を撮影しております。</p> <p><動画映像></p> <p>こちらは、約 7 ha の町有地となっています。</p> <p>(6 ページ) 続いて、こちらは、第 5 回フォーラムでもご覧いただいた候補地 A と B の間に位置するハナノキ群生地の現地状況の写真です。高木が生い茂る様子や、根元から倒れてしまったハナノキの成木も見受けられました。</p> <p>(7 ページ) ハナノキ群生地内部の谷筋の湿地の状況を撮影したものです。</p> <p><動画映像></p> <p>枯れ葉で覆われた地表面に水が流れており、灌木の間にハナノキの成木が見られます。こちらも町有地となっています。</p> <p>御嵩町からの説明は以上です。</p>
--	--

○次第 2 : 重要湿地と OECM について

司会	<p>続いて、環境省から重要湿地、OECM についてご解説お願いいたします。</p>
環境省説明	<p>皆さん改めましてこんにちは。環境省の石川と申します。どうぞよろしく申し上げます。私は環境省の職員で、自然環境の分野を担当しています。今まで、全国の北は北海道から南は鹿児島県奄美大島まで、各地の自然が豊かなところで、だいたい 2 年とか 3 年ぐらい働いて、また東京で仕事をして、また現場に出てということで、いろんな皆様と話し合いながら、各地の自然環境の保全というのを仕事にしております。今日はこういう場にお招きいただきましてありがとうございます。今日の午前中に現場も拝見させていただいて、午前中だけだったので、十分な時間はなかったんですけども、それでも現場の大体のイメージはつかむことができました。その上で環境省の重要湿地という仕組みや、新たな自然環境保全の枠組みとして OECM というものが提唱されていますので、せっかくの機会ですので、ご紹介もさせて頂きながらお話をしたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>

(1 ページ) 生物多様性の観点から重要度の高い湿地ということで重要湿地と言われているものでございます。今から大体 20 年ちょっと前の平成 13 年に初めて選定されました。その時は、日本の重要湿地 500 ということで、全国の生物多様性の観点から重要な湿地ということで 500 を選びました。その後 10 年以上が経過して、湿地に関する環境の変化とか、新たな知見が出てきたこと、社会の状況も変化するというのもを受けて、地域住民の皆さんが湿地の重要性を認識して、さらに湿地の保全とか再生への取り組みが活性化するというのを目指して重要湿地の見直しを行いました。その結果、133 箇所が追加されて、633 箇所を平成 28 年に選定しております。全国で重要湿地と言われているものが 633 箇所あるというような状況でございます。

(2 ページ) ここは後ほど見て頂ければと思うのですが、環境省として、5 つの基準を設定しており、全国的な観点から重要湿地 633 箇所を選んでいるということでございます。

(3 ページ) この地図をご覧になって分かるとおりで、中部地方では左の上の方にある表のとおり、重要湿地が設定されているということです。

(4 ページ) 東濃・中濃地域湿地群ということで、274 番というのを設定しているということでございます。これは環境省のホームページで公表している内容です。この地図を見ていただくと分かるとおりで、岐阜県の中でもいくつか重要湿地というものが選定されております。

(5 ページ) さらにこの 274 番の東濃・中濃地域湿地群というものが、さらに細かく分けられておまして、そのうち美佐野ハナノキ湿地群というものは、この東濃地域湿地群というところに含まれております。その選定理由といたしましては、シデコブシ、ハナノキといった湿地林の構成種が集中的に分布している、その他、湿地特有の植物などが多く存在するというので、先ほどの選定基準の 1 番、2 番に該当するというので重要湿地に選定したということがあります。

(6 ページ) 重要湿地の中でも皆様からよくご質問いただくことについて、ホームページに掲載しております。上から順に見ていきますと、例えば重要湿地というところにつきましては、県や市町が指定している自然環境保全地区が選定されていないのではないですかというところですけども、先ほど申し上げたとおり、環境省としては、全国的な観点から重要な湿地というものを選んだものなので、必ずしも、都道府県や市町村が指定している保護区とは重複していません。というものが 1 番上のものになります。2 番目の農林水産業などの生業や開発行為について何か制約を受けますかということなんですけれども、特段法的な制約が発生するものではありません。生物多様性の観点から、重要性を踏まえて選定しています。ということです。分かりやすく言えば、環境省の中で例えば開発行為を規制しているような法律に自然公園法ですとか、自然環境保全法、鳥獣保護法があります。例えば、自然公園法は国立公園などを指定してるんですけども、国の観点から、ここは国立公園として、指定すべきだということを整理しまして、その法律に基づいて国立公園というものを指定するわけでございます。その法律に基づいて指定された国立公園の中では、例えば、いろいろ国立公園の中にもその地種区分・ランクがあるんですけども、例えば一番原始的な自然が残されているようなところは何かをしてもいけないとかですね。また人々が普段から生活してるような場所のエリアが国立公園になっていたりもするわけですが、そういったところでは何か家

を建てたりするときには届け出をしてくださいね、といった風に、日本の中の土地利用の状況を踏まえて、開発行為に対する規制の強弱なんかもつけていると。ただ、この重要湿地というのはそういう法律に基づいて指定するようなものではないので、このQ&Aの2番目に書いてあるように、制約を受けるといったものではないということでございます。3番目については補助金とか優遇措置がありますかというところですがけれども、特段の優遇措置は設けられていないこと、基礎資料として活用される可能性があるということでございます。また後ほど少しご説明できればと思いますけれども、最近、重要湿地に目を向けたような施策というのもありまして、例えば補助支援するような事業があったり、あとは、緩やかに、この湿地を守っていくような枠組みであったり。そういうような新たな事業というものも出てきているということでございます。

(7ページ) これは事例の紹介ということでございますけれども、環境省で自然再生推進法というものを所管しております。自然再生推進法というのは、かつてあった優れた自然が今はそういった状態じゃなくなってきたしまったものを、また元の自然に戻して行きましょうという法律です。この法律そのものというよりは、この推進法で自然を再生する取り組みの仕組みを制度として設けています。一つは協議会を作りましょうということ掲げています。本日は全国的な観点から湿地の保全再生を進めているような例を次のものも含めて、2つ程持ってきました。例えばこの麻機遊水池保全活用推進協議会でございますけれども、これも現在、協議会というものを設置して関係の皆さんが、この遊水池の自然というものをどういうふうにも保全して、活用していこうかというものを検討しながら進めているということでございます。一つのポイントとしては、やはり地域の関係する方々が、その場所の保全とか、今後の活用について議論する場を設けるということがまず大きなポイントだと思っております。

(8ページ) こちらは佐賀県の例ですがけれども、檜原湿原地区自然再生協議会です。これも湿地が昔とは違ったような状況になってきてしまっているということで、地域の方々や関係の行政が連携してこの協議会の中で再生や保全、活用の方策について議論を進めているという例でございます。今後、こちらの取り組みの参考になればと思います。

(9ページ) ここまでが重要湿地に関するところでございますけれども、最近の新たな動きとして、生物多様性保全の観点からいくつか動きがありますので、ご紹介をさせていただきます。この30by30(サーティーバイサーティー)と読みますけれども、ロードマップというものがあります。昨年の12月に生物多様性の分野で大きな国際会議がありまして、その国際会議では、全世界の目標として2030年までに、生物多様性の保全をさらに進めていこうという大きな目標が決まりました。それをネイチャーポジティブというんですけれども、それを目指していきましょうということが、1ヶ月2ヶ月前ぐらいに決まりました。カナダのモントリオールというところで会議があって、環境大臣も参加をして世界の皆さんと合意をしたということです。その中で大きな目標として、2030年までに陸と海の30%以上を保全するという目標【30by30目標】も採択されたということです。これは全世界で30%ということなんですけれども、日本としては日本の国内で30%を2030年までに保全しますという約束をしております。現在の日本の状況ですがけれども、左下の方にあるとおり、陸地20.5%。海域13.3%という数字があります。で、これが現在の日本の状況で、例えば陸地であれば20%は先ほどの国立公園などで保護されています

が、あと10%増やしていかなければいけないというところが現在の状況です。環境省としては2つ方策を考えていまして、1つ目が国立公園などの保護地域を増やしていこうということ、もう1つがOECMというものでございまして、後ほどご説明します。

(10 ページ) まず国立公園などをどうやって増やしていこうかということで、日高山脈という北海道にある山脈ですけれども、新たな国立公園に指定していこうということを進めています。右下の御嶽山についても新たに国立公園にしていきたいと思いますということで検討を進めています。このような形で保護地域を着実に増やしていきたいと思います。

(11 ページ) 次がポイントでして、OECMというものです。これは、民間等の取り組みによって、保全が図られている地域や、保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域ということで、写真を見ていただくと、いわゆる里地里山ですとか、都市の緑地、あとは社寺林とかですね。まず里地里山から説明します。

(12 ページ) 昔からお米を各地域で作っていて、水田が広く広がっています。そういった水田の中には、カエルやゲンゴロウといった水辺の生き物が暮らしていて、そういった生き物を求めて、サシバのような猛禽類なども生息できる環境が整っていると。こういった場所をOECMということで保護地域ではないですけれども、何らかのエリアとして括することで30%を目指していけるんじゃないかと考えています。

(13 ページ) 都市の緑地ということで、これは新宿御苑ですね。都市の緑地というのも、もともとは保護区ではないですけれども、公園として皆さんの憩いの場として整備したわけですけれども、そこに様々な鳥とか、たぬきとかですね、そういった生き物が暮らす環境となっていて、OECMに登録をして、皆さんに楽しんでいただきながら、生物多様性も守っていきましょうというような仕組みを今作ろうとしているところでございます。

(15 ページ) スライド14は細かいので飛ばします。OECMを進めるための具体的な仕組みとして「自然共生サイト」というものを始めるということにしています。令和5年4月から始めようということにしています。スライド16の認定基準も参考にご覧ください。

(17 ページ) 対象については、例えば、企業の森とかナショナルトラストとか、先ほどの里地里山とか、いわゆる国立公園のような保護区ではないけれども、ある程度生物が生息できているような環境については候補地になります。それだけでなく、生物多様性が育まれていて、さらに企業や団体、自治体によって様々な保全活動がされているような場所も候補になります。今年度は、試行の取り組みを進めています。

(18 ページ) 例えば東京の屋上緑化しているような場所とか、右側は日本製紙さんの社有林ですけれども、そういった保護区ではないんですけれども、生物多様性が育まれている。左下は工場ですね。工場内の緑地で、ビオトープを作っていただいて、あと、保育園でビオトープを作っていただくとか、そういったところです。

(19 ページ) 試行後期では、大学の研究林とか、生物多様性に配慮した農地とか、岐阜県さんでいうと、リコーえなの森ということで、自然共生サイトに協力いただいているというような形です。このように先ほどの国立公園などの保護区とは別に自然共生サイトとして認定して、30%を目指していきたいということを考えております。日本の特徴として、すでに

	<p>狭い国土の中でかなり多くの人々が生活をしていて、自然保全だけの場所というのは、なかなか確保できない。そういう中で、人の活動が行われながら、この生物多様性も保全されているような場所を自然共生サイトとして認定することで、国土面積が狭いですけれども、また多くの人々が住んでいますけれども、何とか30%、日本の中で生物多様性に配慮した場所として確保していきたいというのが今の環境省の方針でございます。</p> <p>次のスライド以降は、試行に協力いただいた場所が一覧表で書いてありますので、ご参考までということでございます。</p> <p>(23 ページ) 30by30 を皆さんで取り組んでいきますという有志連合ということで、去年の4月に環境省で発足させまして、だいたい340くらいメンバー、企業や自治体も含めて入っていただいて、日本全体として、進めていこうというような取り組みを進めております。このような動きも含めて皆さんのこの場所のですね、重要湿地に係る保全とか、活用とか、そういった議論の参考にしていただけると幸いです。私からは以上でございます。</p>
--	--

○次第3：東濃・中濃地域湿地群および美佐野のハナノキ群生地について

<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。続いて富田先生から東濃中濃地域湿地群および美佐野のハナノキ群生地についてご解説お願いいたします。</p>
<p>富田先生</p>	<p>皆さんこんにちは。愛知学院大学の富田と申します。今日はご覧のようなタイトルでお話をさせていただきます。</p> <p>(2 ページ) ご覧のような内容で進めさせていただきたいと思いますが、私、この地域の湿地ですとか、生態系を研究している立場から、ハナノキの湿地群に関して、いろいろな思いや考えもあるんですけども、今日はそういったものをお伝えするというだけじゃなく、あくまでも会場にいらっしゃる御嵩にお住まいの皆さんが主役ですので、皆さんがその御嵩の美佐野の湿地群をどうしていくか、どうするのがいいのかを判断する、お考えになる材料をご提供するというスタンスで情報を示したいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。</p> <p>(3 ページ) この美佐野の湿地の特徴というところを、最初にご説明したいと思います。まず一言で湧水湿地というちょっと特別なタイプの湿地であるということでもあります。どんなものかと言いますと、スライドで示しましたように、栄養分の少ない湧水によって作られた湿地であるということと、鉍質土壌というちょっと専門用語で書きましたけれども、砂であるとか礫であるとか、無機質の土壌がそのまま出ている、そういった特徴がある湿地ということでもあります。あと面積も非常に小さいということが挙げられます。こういったところの湿地は更に細かく見ていくと、植生のタイプで色々あるんですが、大きく2通りのタイプ、写真で右と左に出ておりますけれども、左の方が明るい草本植生が生えている草原タイプの湿地。それから右の方が美佐野ハナノキ湿地群に相当するものになりますけれども、シデコブシやハナノキといった湿地性の樹木が生育している湿地林と呼ばれる湿地です。こういったいくつかのタイプがありますよということでもあります。こうしたところには、地域固有の動物植物、特に東海地方には東海地方固有であったり、あるいは、準固有、他の地域にもあるんですけども、主には東海地方に固まってあるといったようなタイプの</p>

東海丘陵要素植物といったものがあつたりしまして、その他にも環境省のレッドリストに掲載されているような絶滅危惧種が多数集まっているということで、保全上、重要な湿地であるということが認識されております。

(4 ページ) 一般に湿地とかですね、湿原というふうに申しますと尾瀬とか釧路湿原のように広々とした大面積の空間を思い浮かべる方も多いのではないかと思います。実は湧水湿地というのは、かなり違うタイプのものです。比較できるように表を作ってみました。いわゆる尾瀬とか釧路湿原は、泥炭で植物が枯れたものが完全に分解されずに積もってですね、ぼそぼその土壌ができるんですが、それを泥炭と言うんですけども、そういったものが分厚く堆積して数mあります。ところが先ほど申しましたように、湧水湿地の場合は、むき出しの砂とか礫が出ているということで、大きく違いますし、存続する期間を見てみましても、広いあの高原とかの湿原はその泥炭が積もり積もっていく数千年とかですね、長いものになると1万年以上という時間をかけてできていることになるんですが、湧水湿地の場合は、例えば山が小規模な土砂崩れのようなものが起きて、崩れたところに水が出れば、もうインスタントの状態が出来て、その水が存続している期間というのはさほど長くはないだろうと言われておりますので、せいぜい数十年とか数百年とかそれぐらいのタイムスパンで、出来ては消えてを繰り返していると指摘されています。それから、成立する場所に関しましては泥炭のある湿原というのは、標高の高いところとか、寒冷地、北海道とか、本州であれば、中部山岳地域なんかに見られるわけですけども、湧水湿地は、どちらかというとな暖かい、日本でいうと、西日本と呼ばれている東海地方から西の地域の丘陵地なんかによく分布するといったような、かなりの違いがありまして、保全ということを検討するにあたってはできないと、まずこのことを踏まえておいていただければと思います。

(5 ページ) こちらが湧水湿地の分布を日本地図に示したのになります。湧水湿地というのは、公式な分布、日本の中でどこにあるのかということがまだはっきりと分かっていなくて、私が今、ライフワークで調べている途中なものですから、完全なものではないんですけども、ざっと見て、日本全国にあるにはあります。ただ集まっているのは先ほど申しましたように、暖かいところ、西日本ですね。特に東海地方から近畿地方、瀬戸内海にかけての地域に多く集中するといったような傾向があります。この集中地域の一つがこちらの東海地方ということになるわけなんですけど、その部分を更に拡大したのが、次のスライドにあります。

(6 ページ) こちらが東海地方の湧水湿地の分布ということになります。先ほども申しましたように、この湿地がどこにどれだけあるのかということが、いまだにはっきりされていないというのがありますので、このままだと、なかなか保全の計画を立てるにも不都合があるだろうということで、2013年からです。私をはじめ、東海地方の自然を研究している者ですとか、あるいは地域の自然観察、あるいは自然活動をされている市民の方が集まりまして、湧水湿地研究会というものを作りまして、そのグループで7年ぐらいに亘って調べた結果になります。ほぼ網羅的に調べることができまして、東海地方全域からおおよそ1600カ所の湿地を見つけることができました。この中で赤く囲ったところが先ほどですね。環境省の石川さんの方からご説明をいただいた東濃・中濃地域湿地群というところになります。ざっとこの範囲に分布しておりますよということになります。

(7ページ) 先ほどご覧いただいた図を踏まえていただいて、頭に思い浮かべていただきながら聞いていただければと思います。東海地方の湧水湿地はすべてが、環境省の石川さんからご説明いただいた重要湿地になっているということなんです。どういう経緯があったかというのを少しご説明します。環境省が2014年頃からこの重要湿地を改定するというような動きがありまして、そうした中で、私が研究している各地域の湿地について、今までの500か所をこのまま登録してよいかどうかとか、新しく登録すべきところがないかどうかとか、そういったアンケートがありました。せっかくこの東海地方の重要湿地を調べてる途中なので、湧水湿地研究会の成果として、新しく登録するところを推薦してはどうかといったような話になりまして。せっかくであるならば、この東海地方の重要湿地を網羅的に地域ごとに区分して推薦しようということで、7地域に、伊那から北勢に分けて、アンケートにお答えをするという形を取りました。それが幸いなことに採用いただきまして、網羅的に登録することができたというような形になっております。そういった形ですので、東海地方の湧水湿地がすべて重要湿地になっているということも覚えておいていただければと思います。

(8ページ) その中で、先ほどご説明いただいた表とほぼ同じものになりますけれども、東濃・中濃地域湿地群は、環境省のホームページから持ってきておりますが、この中でこれも先ほどご説明いただきましたが、東濃地域湧水湿地群というエリアがこの美佐野の湿地を含む所になりまして、その中に、代表的な例をいくつか挙げておこうと。これは私たちが研究会として東濃地域の湿地群として、こういったところがあるとお示しておいたほうが分かりやすいだろうということで、推薦したものになります。それが名前として出てきているということになります。当初、美佐野湿地群というのも名前としてはあげていたんですが、いろんな調整の中で、今、名前が出ておりませんが、名前が出ている、出ていないに関わらず、重要湿地であるということになります。

(9ページ) この東濃・中濃地域湿地群の特徴ということになりますけれども、先ほどの分布調査につきまして、およそ900か所以上の湿地が確認されております。この中で、土岐市が600ヶ所以上で最も多いんですが、御嵩町もそれに続く82か所の湿地がございまして、この東濃・中濃地域湿地群の中でも有数の湿地の集中地域ということになります。こうした中に、先ほど申しました東海丘陵要素のハナノキ、シデコブシ、ミカワバイケイソウなどが生えているというような状況になっております。

(10ページ) その中の一つが美佐野ハナノキ湿地群ということになるわけですが、この東濃・中濃地域湿地群というのは、先ほどの環境省さんからご説明がありまして、特定の法的な範囲というのを決めて、この地域を保全しようという制度ではありませんので、どこからどこまでが美佐野の湿地群というのは、特に決まったものはないんですけれども、湿地が特に集中し、この湿地と関連のある集水域ということも合わせて考えますと、今、地図で示しましたように、木屋洞川と押山川に挟まれた丘陵地帯というふうに認識するのが、妥当なのではないかというふうに考えています。あくまで私の考えということですので、他の考えがあってもいいかなと思います。

(11ページ) 先ほどの赤い所を拡大したのになります。この中で、地域の方が細かくハナノキの分布を調査されておまして、報告書にまとまっているんですが、そこから持ってきた図になります。この白い丸がつ

いているところが、この美佐野のハナノキの湿地群の中でも特にハナノキが生育するところになります。その集中地域を特に重要なところというふうに囲むと、ざっとこんな形になるかなというものです。ちなみに、外側の赤い枠が先ほど申しました2つの川の範囲ということになります。

(12 ページ) これは先月末に現地を町役場の方に見せていただいた時の現況写真ということになります。ご覧のように、大きなハナノキの大木があります。ただ、中はですね、昔、里地里山として使用されていたと思われませんが、最近は手が入っていないような状況で、灌木が茂っているような状況も見られました。

(13 ページ) 重要湿地ということで、なぜ湿地群に意義があるのかというところを最後にご説明したいと思います。まず、ハナノキの個体数で屈指の規模を誇っているということが挙げられます。ハナノキは東海地方の固有種ですので、世界的に屈指の規模ということです。この地域のこれまでの調査で80個体ほどの成木が確認されているわけなんです。ハナノキの生育地はほぼ網羅的に確認されていて、多い方から数えるとだいたい5番目くらいということで、特にハナノキの分布地の中でも大規模ということになります。それから生育する面積を測ってみると、右の方の図になりますけれども、2ヘクタール以上ということで、多くのハナノキの自生地は0.5ヘクタール未満になっているんですが、そこからはるかに広い面積になっているという点でも、重要性があるのかなというふうに考えております。

(14 ページ) それから、ハナノキの大木が多いというのもこの地域の特徴ですね。これはこの地域のハナノキの研究を精力的にされている筑波大学の佐伯いく代さんからいただいたデータに基づくんですけども、左側の図はですね。横軸は木の大きさ、縦軸は実がなる量を示しているんですけども、木が大きければ大きいほどたくさん花が咲いて実がなるということですね。美佐野のハナノキというのは、胸高直径が30cm以上のもので、樹冠と言いますが、枝張が非常に大きいものが多いということがあつて、その点でも貴重だということが言えるのかなと思います。

(15 ページ) もう一つ、ハナノキの重要性ということでご指摘をしておくべきことは、遺伝的な多様性という点で、非常に要となる場所であるということですね。どういうことかと申しますと、ハナノキは世界的に見ても、限りある地域、限定された地域にしか分布していないんですが、その中でも結構、地域地域で系統が分かれています。その系統が大きくと見ると、東濃の東部から恵那にかけてのエリアと、この御嵩の周辺の東濃の中でもどちらかというと西側の地域とで分かれています。この図は、色でその系統の違いを示しているんですが、東西で色の傾向が違うというのが読み取れると思います。先ほど、5本の指に入るという話をしましたが、その5本の指の中で、特に大きいものは主に東部のほうに偏っておりますので、西側の方でかなり固まっています。しかも東側と系統の違いものという、やはりこの美佐野のところには当てはまります。そういった点で貴重だということと、もう一つ、これも佐伯さんから指摘いただいたことになるんですけども、この御嵩の地域というのは、ハナノキが生えている所が近い地域だったとしても、系統が違うんですよ。色がカラフルになっている赤い丸印のあたりが、御嵩の種類になりますけれども、それだけ多様性があるということは、昔はたぶんもっとたくさんのハナノキの個体群があつて、その中で多様に分化していったものが今残っているとい

うことで、この美佐野という所は、その中でも、大きく残された個体群なので、言ってみれば最後の砦のようなところの1つというような言い方ができるのかなというふうに思います。ですので、保全という議論の中で移植ということも出てくるとは思います、もし仮に、他の近いところ、他の自生地に移植するとなると、ちょっと要注意かなということが指摘できるということです。

(16 ページ) ハナノキ湿地群ということでハナノキをメインにご説明してきましたけれども、ハナノキの他にも価値がたくさんありまして、先ほど申しあげました東海丘陵要素植物、他にもシデコブシやミカワバイケイソウ、クロミノニシゴリといったようなものがあります。それからレッドリストの掲載種、希少種でいうと、カザグルマといったものがありますし、冒頭のスライドで示しました明るいタイプの湿地がわずかながら存在しておりまして、そういったところには草本性のイヌノハナヒゲ、ヌマガヤ、サワシロギクといったようなものが確認できます。あと、湿地の外の森林のところを目を向けますと、例えばマルバノキという東濃地域を特徴づける森林の植物があり、そういった森林の中にミゾゴイやサシバといったような希少な鳥類の生息も確認出来ております。こういったように、非常に自然環境に恵まれたところであって、水辺であったり森林であったり、様々な多様な環境がありますので、ここが地域の方が集って環境教育をしたり、レクリエーションをしたり、そういった場としての社会的な潜在性、社会的な意義の潜在性というのものもあるのではないかと考えております。

(17 ページ) 最後に、そういったところを保全していくにあたってということですが。基本的な考え方、これはまた後の議論も出てきますので、ざっとだけ見ていただければと思いますが、こういった湿地は寿命がそんなに長くないので、ある程度時間が過ぎると消えてしまう。でも、また別の場所に新たに出来て、その中で生物が移動しながら保存されてきたという経緯がありますので、なるべく湿地ができるまとまったエリア、まとまった範囲として保全することが重要かなと考えられます。湿地ですので、集水域に目を配るというのも当然のことですし、こういった湿地は、人が手入れした里地里山の環境の中で保存されてきたといったことがありますので、森林の手入れをしながら守っていくことも重要になるかなというふうに思います。

(18 ページ) これはまとまった湿地があることの重要性を比喩的に例えたものになります。例えばですね、給食当番みたいな形で大きなバケツにたくさんの具の入った汁物を分配するということを考えていると、大きな皿にたくさんよそえば、大抵の具材が入っていますけれども、この地域の湿地というのは小さいですね。地域の生物の種類を具材として例えると、1個1個の湿地に分けて、すべてが揃うということはまずないので、地域全体として守ることが重要になるのかなということでも授業の中で示しているものです。

ちょっと長くなりましたけれども、以上が私からのご説明になります。ご清聴ありがとうございました。

○質疑応答

司会	ありがとうございました。ここで、ただいまご説明いただきました重要湿地の制度でもっと詳しく知りたいことですか、東濃・中濃地域湿地
----	---

	<p>群、美佐野のハナノキ群生地をどうしていくのかを考えるにあたり、もっと知りたいと思うこと等を会場の皆様からご質問いただければと思います。時間は、今 14 時 55 分ぐらいですので、15 時 15 分ごろまでにしたいと思っておりますので、恐縮ですが、簡潔なご質問等にご協力いただければと思います。ではご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p>
参加者	<p>富田先生の話、非常に興味深く聞かせていただきました。どうもありがとうございます。質問はですね、この富田先生のお話、非常にわかりやすかったんですが、ここを守りたいというか、守らなければならないというその重要性が非常によくわかったお話だったと思います。それを聞いて JR 東海、加藤さんでしたか。どのように思われたか、ぜひお聞かせいただけませんかでしょうか。</p>
司会	<p>JR 東海から回答をお願いします。</p>
JR 東海	<p>はい、富田先生のお話、いろいろ興味深く聞かせていただきました。これまで重要なハナノキ群生地をしっかりと守るという話をさせていただいておりましたけれども、それに加えて、いろいろ勉強させていただきましたので、今後、これから皆さん方のご意見を伺う中で、我々の置き場計画の中でどういったところの保全策をしていけるのか、我々が今までご提案してきたことに、追加できることがあれば組み込んで考えていきたいというふうに考えております。</p>
参加者	<p>美佐野のエリアをトンネル残土で埋めてしまったら、この貴重な、遺伝子的にも貴重なハナノキがなくなってしまうんですよ。東濃の中津川の方と美佐野はまた違う遺伝子構成をしてるというお話がありましたけれども、それをなくしていいんですか。こんなに重要なもの、そんなこととしてはならんと私は思うんですが。</p>
JR 東海	<p>ちょっと言い方おかしいかもしれないですけど、我々も貴重な自然環境だということは承知しておりますので、その一部については、大木で、我々の計画の中で、どうしても避けられない部分については切るなどさせていただきたいと考えておりますが、この湿地群全体をよりよい環境にしていくために、それ以外のところのできる限りの保全措置を進めて、後々に残していけるような形にできるような、そういったやり方はないかというところも先生方に御意見を伺いながら計画を具体化できればなというふうに考えています。我々がどういったことができるのかというところの成案を固めていく上でですね、まずは先生方、あるいは地域の皆さんのご意見を伺わせていただきたいというふうに考えております。</p>
参加者	<p>今までと同じ回答を聞いて、伺ってるんですが、あの木屋洞川と押山川の間、それ全体を守ることが重要だと先生が言っておられるんですよ。そこを 90 万 m³ものトンネル残土で埋めてしまったら、もう取り返しがつかなくなるんですよ。保全しようとしても元には戻らない。80 本あの辺に成木があると聞いてるんですが、そのうちの 20 数本をなぎ倒してしまうという JR 東海さんのこれは暴挙だと思うんですが。皆さんどう思われますか。</p>

参加者	<p>ようやくこの勉強会に来たんですけど、さっきお話あったように、実際に美佐野が重要湿地に示されたのは、もう7年も6年も前なんですよ。それから誰一人ここが重要湿地なんて言わなくて。この前の10月に●●●、それから11月に●●●で取り上げてくれて、ようやくここに来たんですよ。まずそこをね。なんで6年間も黙って、こそっと過ごそうとしたのかというのは本当に追求されるべきなんですけど、それ言ってもまた同じような回答なんで、ちょっと避けますけど。JR東海に言いたいんですけど、環境に対する影響緩和。これの手順って知ってますよね。1が回避なんですよ、2が軽減、3が代償。JR東海は代償しか言わないんですよ。ここに物を置くから、ここにあるハナノキを移動させます。3番のことばかりしか言いません。1番は回避なんです。だから回避とはどういうことかということ、残土を置かないということなんですよ。で、残土を置かないとJR東海がトンネル掘れなくなりますか。これは質問です。あそこに残土を置かなくても、JR東海はトンネルを掘れると思うんですよ。だから、リニアそのものを止めるようお願いではないと思うんですよ。残土を置かないでくださいと言ってる。これが回避だと、1番の回避だというふうに思うんですけど、いかがですかね。</p>
JR東海	<p>回避をすべきだということは承知しております。まず、できる限り回避するように、改変範囲を小さくして置き場について整理していきたいと考えております。なので、全く回避をしていないという言い方は間違いだと思います。で、トンネルを掘れないか掘れるかということなんですが、前から申し上げている通り坑口の近くに置き場を設けるとというのが、我々は一番よいやり方と考えておりますので、そこで、できる限りの回避をしていくというのが、環境保全の我々の考え方です。</p>
参加者	<p>質問に答えてくれませんか。あそこに残土を置かなければ掘れませんか、リニア作れませんか、って聞いてるんですけど。作れますよね。YesかNoかをお願いします。</p>
JR東海	<p>仮定のお話だとなかなか。外に持って行くということをおっしゃってるんだと思いますが、外に持って行く場所が現実的にあるかどうかということもありますので、何ともお答えしようがないと思います。</p>
参加者	<p>相変わらず同じ回答しかしてくれないんですけど、この前のCo2の計算、とんでもない計算ですね。トラックが出て行く台数だけを計算して4千数百tのCo2が出るといったんですけど、坑口から置き場A・Bに持って行く時にトラック動きますよね。盛土するのに重機が山ほど動きますよね。23haの木を切ったら木の持つてるCo2が顕在化しますよね。23haがこれからCo2を吸ってくれるわけですけど、それも無くなりますよね。その計算をしたら明らかに持ち出した方が環境への負荷は小さいです。これ再計算して提出してください。お願いします。</p>
司会	<p>会場の皆様恐れ入ります。今、置き場の有る無しのところちょっと議論が向いているかと思うんですけども。本日、環境省様も有識者の皆様にも来ていただいております。町も方針としましては、保全と開発の折り合い点といたしますか、そういうのをちょっと見たいというところを思っ</p>

	<p>ているところでございます。制度的にその折り合いはつくものなのかとか、そういったご質問とか、美佐野の湿地群を守っていくためにどういう手法がいいのかとか、そういったところにも目を向けた質問をいただければと思いますが、そういった観点からご質問ある方、お願いできますでしょうか。</p>
参加者	<p>はい、今、富田先生の話聞いて3つ衝撃的な話があったんですが、1つはこの上之郷の湿地群は最後の砦。それから2つ目は他所への移植は要注意。そして3つ目は里山の多様な環境が存在する、憩い、教育、環境教育、レクリエーションとしての潜在性があるということをおっしゃってみえるんですが、今日は勉強会でしたけど、司会の方が先ほど勉強会、保全に関する勉強会ということですが、私からというか、上之郷地域からも、保全について考えますと、上之郷地域は鬼岩公園も近いわけですね。そしてこの今の湿地帯を遊歩道を作って、美佐野湿地群として広く、子どもたちに。それから鬼岩に近いこともあって、観光資源とかにして、継続的に管理していく。その中には、木を伐採して、明るくすることも必要でしょう。だから先ほどの「リコーエナ」ですかね、そんなに大きい会社じゃないんですが、JR美佐野というような形でですね、埋立てということも我々到底考えないものですから、そういった保全に目を向けて頂けないでしょうか。トンネルから危険な残土、それから重要湿地を破壊してまでですね、埋立てを予定しているJR、御嵩町。令和3年7月に、住民の理解がなければ持ち出すと言ってみえますよね。また、町長の答弁です。前回のフォーラムで今さら断れないということをおっしゃってますが、そんなことは言わないでJRに持ち出していただき、町長は断っていただきたいというのが、我々の切なるお願いでございます。失礼ですが、富田先生、玉木先生いかがでしょうか。</p>
司会	<p>先生方に一言ずつコメントをいただいてもよろしいでしょうか。</p>
玉木先生	<p>今のお話に対するコメントということですね。非常に貴重なところだというのは認識していますので、まずは開発しないようにという方法で検討してもらえるのが一番だと思います。</p>
富田先生	<p>私も先ほど言いましたように最終的に検討判断されるのはここにいらっしゃる皆さんだと思いますが、私の正直な気持ちを申し上げると、ここをそのまま残してほしいなと思っております。</p>
司会	<p>ありがとうございます。引き続きご質問をお受けしたいと思います。</p>
参加者	<p>美佐野が重要湿地であるというふうに確認されたのは、何年何月でしょうか。</p>
JR東海	<p>お聞きしたのは去年の夏頃です。</p>
参加者	<p>これは公式な見解ですね。</p>
JR東海	<p>はい。今までもそうやってお答えしています。</p>

参加者	また後でそれ質問させていただきます。環境省の方にお伺いしたいと思います。日本は国連生物多様性条約に加盟していますか。
環境省	はい、加盟しています。
参加者	2007年の11月に閣議決定してますよね。第三次生物多様性国家戦略。その戦略は引き続き現在も行っていますか。
環境省	そうですね。現在は、先ほどご説明した2030年までの新たな生物多様性の世界目標が去年の年末に決まりましたので、日本の中で2030年に向けてどういうふうに生物多様性の保全施策を進めようかという国家戦略を新たに見直してまして、今年度内にまた新しいものができるという段階でございます。
参加者	これ、国家的戦略という位置づけなんですね。
環境省	国家戦略です。
参加者	はい、ありがとうございます。COP10で愛知目標が達成されなかったということになってるんですけど、その主な原因は何ですか。
環境省	やはりですね、いろいろ目標はあったんですけども、ご存知の通り、進捗は各項目でいろいろとしてるんですけども、達成できたのはほとんどなかったというのが現状でありまして。それについては、国際会議でやっぱりこれではいけないということで、2030年愛知目標の後継の目標ですけれども、昆明モントリオール生物多様性枠組みというのができました。それについて2030年までにきちんと新たな目標が達成できるようにみんなで頑張りましょうというような状況です。
参加者	それは開発によって目標が達成されなかったのも主な原因の一つじゃないですか。
環境省	もちろん、開発というのも原因の一つとしてあると思います。
参加者	環境省、環境大臣とか知事が重要湿地は回避するよというふうなコメントを度々聞くんですけど、やっぱり国家戦略のよとの発言でしょうか。
環境省	国家戦略は国家戦略でももちろんありますし、先ほど申し上げたような、重要湿地という仕組みを進めている観点から、まずその重要湿地というのは重要ですよというような発言をされています。
参加者	第一義的に重要湿地は回避せよというふうに受け取ってもよろしいんでしょうか。
環境省	先ほど申し上げたように、日本の中でいろんな自然環境があるわけですけども、我々環境省としては、私は自然環境局というところから来てお

	<p>りまして、自然環境局というのは、生物多様性の保全を推進するような部署ですから、その生物多様性の観点から日本の中で重要な湿地ですということで、先ほどの633ありますね、それはやっぱり重要ですよというスタンスで、その中の一つが先ほどの東濃地域ということになります。</p>
参加者	<p>JR東海は私たちに持ち出すところがないからそこに置くんじゃないよと。環境負荷を低減するために美佐野に置くと。最初から回避を回避してるんですよ。最初から回避するつもりはない。これは環境省としても推薦することですか。</p>
環境省	<p>環境省としては、例えばですね、国立公園とかでは、環境省が所管するきちんとした法律に基づいて国立公園を指定すると、我々はその法律に基づいて、例えばその国立公園の中で開発行為が行われるようになったら、我々レンジャーというものが現場調査して、やり取りをして、ここではダメですよ、場合によってはその一部は認めますけど、一部は別に移植してくださいとか代替措置をしてくださいとか、そういう調整は我々の法の所管する中では行えるんですよ。ただ、この重要湿地というのは法律に、何かその法的な規制が生じるものではないのですね。で、そこを、我々が公式な見解として、それはもう回避が絶対ですよとか、一部やむを得ないですよとか、そういう判断ができないというのが、今一番心苦しいところではあります。ただ、我々としてはその重要湿地、ここは日本の中の重要な湿地です。その重要湿地の中で事業が行われる場合であれば、その事業者さんとか関係自治体の方々には、適切な環境の配慮を行っていただくということが重要ですよというのを基本的なスタンスとしては申し上げております。</p>
参加者	<p>もう一度確認しますが、持ち出す方が、環境負荷が少なくなるから、重要湿地に埋めますっていうJR東海はそういうロジックでおっしゃっています。これは環境省として推進することですか、しないことですか。もう一度はつきりお答えください。</p>
環境省	<p>環境省として、それに対して良いですか、悪いですかという判断ができない項目だということです。それはなぜかという、環境省、我々は法律に基づいて基本的に仕事をしますんで、法律を所管しているものであればこういう場でもですね、それはもう環境省としての考えはこうです、というふうに言えるんですけども。</p>
参加者	<p>じゃあ何故環境大臣とか知事が重要湿地は回避するよというコメントを出してるんですか。それは法律を超えておっしゃっているんですか。</p>
環境省	<p>少なくとも環境大臣は回避するよというふうに発言はしてないと思うんですけども。事業を行う場合は環境配慮を行うことが重要ですよということを述べています。それが環境省としてのスタンスです。</p>
参加者	<p>ありがとうございました。</p>

○次第 4：発生土置き場計画の経緯について

<p>司会</p>	<p>では予定の時間もきております。今、環境省が言われた、適切な環境配慮ということで、本日 JR 東海の方で説明を皆さんに聞いていただきたいという内容が、置き場計画の経緯ということで、群生地等への配慮について説明があるということでございますので、引き続きそちらに移らせていただきます。JR 東海からお願いします。</p>
<p>JR東海</p>	<p>はい、JR 東海の荒井です。JR 東海からは発生土置き場の候補地の経緯ということについて説明したいと思えます。</p> <p>(2 ページ) この美佐野の東の辺りはですね、平成元年に開発行為の許可申請があり、ゴルフ場計画がありました。この黄色い点線で囲まれたところが 18 ホール、約 120ha のゴルフ場が計画されていた範囲です。中央新幹線の建設を計画した際に、JR 東海から岐阜県に発生土置き場の幹旋を求めています。それを受け、岐阜県が御嵩町に対して照会した結果、そういったゴルフ場計画の経緯もございまして、2015 年の 8 月に岐阜県主催のリニア中央新幹線発生土活用連絡調整会議において、候補地として示されたのが、この緑の丸、一帯の範囲であります。その後、我々は置き場のための動植物の調査を実施しております。調査の内容につきましてはフォーラムの第 2 回で説明していますので、ここでは割愛しますが、ご覧になりたい方は御嵩町のホームページ等ご参照ください。</p> <p>(3 ページ) 候補となった先ほどの丸の一帯で、盛土が行える谷地形となっているエリアがどういうところがあるかというのを検討しました。青い点線、ちょっと薄いんですが青い点線で囲まれたところを 4 つの地域に分けて、それぞれで盛土が可能かどうかを検討しています。先ほど申し上げました動植物の調査結果から、このピンク色で囲んだエリア 1、2 の範囲ですね。2 の谷部につきましてはハナノキ等の重要種が群生しているのを確認しておりましたので、ここは重要な場所であると、守らねばならない場所であると考えまして、盛土の検討範囲からは除外して回避しております。残りの 3 つのエリアで、盛土の可能な範囲を検討していました。オレンジで囲んだ場所が改変範囲として、こういうところに計画ができるだろうということを当初考えておりました。</p> <p>(4 ページ) その後、ゴルフ場計画時の地権者組合の方から置き場の候補地としてそちらを活用して欲しいというご要望が出ています。JR 東海としてもそのご要望にお応えするべく民有地を主体として造成を検討しました。また、御嵩町からは置き場を作るのであれば平場を設けたいと、平らな土地を設けたいというご要望がありましたのでそれらを勘案しまして 2017 年 3 月にゴルフ場の地権者がいらっしゃる民有地を主体とした広場の造成を考慮した案を提示しています。それがオレンジの線で囲まれたところとなります。なお、この場合もハナノキの群生地としてお示したピンクの部分は回避しております。薄い点線につきましては、先程のページでお示した谷を埋める計画の案で、計画の違い・変遷がわかるように参考に入れているものです。</p> <p>(5 ページ) その後、地権者組合との調整、個別の地権者の意向を踏まえて先に示しました薄い点線のところからですね、少し縮小した置き場の計画を考えました。その分、発生土の搬入土量が減りますのでその分を左側の町有地の方で確保させていただけないかという旨を 2018 年 7 月に御嵩町さんに打診しています。その後 2019 年の 8 月、これ第 1 回目の町長</p>

	<p>と町議会議員への説明をした際なのですが、オレンジの範囲として置き場の案を示しました。当然ですがこの場合でもピンクの点線の群生地については避けるようにしております。</p> <p>(6ページ) その後、設計を進める際にもできる限り改変範囲を小さくする、回避するように努めてまいりました。設計を深度化した結果は2022年、昨年11月の第4回のフォーラムで示しました現在の計画となります。それがこのオレンジで囲まれたところとなります。薄い点線、先ほど1ページ前の2019年時点で町長・町議会で説明した改変範囲ですが、現在のオレンジの計画に比べると、置き場候補地Aの方では北側の辺り、特に候補地Bの北側につきましては、もともとハナノキが群生している谷の延長にあるところですので、影響を限りなく少なくするために、もともとあった、真多羅ため池の人工堰堤がありますが、その辺りまで改変範囲をセットバックするように回避をさせてまいりました。</p> <p>(7ページ) セットバックをさせたことで、ハナノキが群生している地域についても回避することができています。緑色の楕円についてはハナノキとシデコブシの植生範囲を示したものです。なお、前回のフォーラムでもご説明したとおり、改変範囲に自生している重要種については幼木ですとか、稚樹の移植、あとは種を採取して育てていく播種という方法を行ないまして、種の保存をしております。また、ハナノキの群生地を含めた、その他の地域についても重要種の世代更新のために必要な作業ですとか、保全のための活動に協力してまいります。説明は以上となります。</p>
司会	<p>ありがとうございました。ただ今の説明や現状から、先生方、環境省からも保全のアドバイスですとか、事例等のご紹介をしていただきたいとも考えているところがございますが、JR東海もなるべく外してきたという話と、少しも潰すべきではないという意見も多々いただいている中で、千頭先生、恐れ入ります。話し合いのスタートといいますか、どういったところから論点を整理していくとよいのかというあたり、少しご見解いただけますでしょうか。</p>
千頭先生	<p>私の見解というか、まず富田先生のパワポの最後の3枚ぐらいかな、今時間がなくてゆっくりご説明いただけなかったと思うんですけども、可児市の大森奥山湿地群の事例をご紹介いただいておりますので、是非ともその事例がどういうふうになって、今現在こうなってるっていうところを少しご紹介いただけると、参考になるんじゃないかなと思います。富田先生いかがでしょうか。</p>
司会	<p>富田先生少し事例の部分のご紹介お願いいただけますでしょうか。</p>
富田先生	<p>はい、失礼いたします。ちょっと千頭先生からご説明いただいたスライド、私のメモとしてお渡しした部分で、皆さんにお配りしたところには入っていませんが、正面のスクリーンに出していただくことは可能かと思っておりますので、そちらちょっと見ていただければと思います。これは、御嵩町の隣の可児市で私もちょっと関わった事例ということになるんですけども、可児市に桜ヶ丘ハイツという住宅団地がありまして、その団地のすぐ近く、未開発の森の中に可児市の中でも有数の湿地群があるということ、もともと地域の自然に詳しい方、あるいは自然に興味のある方がご存</p>

知でした。そういったところを守っていこうというような話もちよこちよこ出てきていたところに、2017年のことなんですけれども、太陽光発電所いわゆるメガソーラーを建てるといような計画が持ち上がりました。

当初の計画ですと、今申し上げたその湿地群の大森奥山湿地群の全体を開発して平地を作って、そこにソーラーパネルを並べるという形で、いくつかの湿地が残るものの、かなりの部分が壊されてしまうような計画でした。メガソーラーを作るということはその湿地の生物の保護もさることながら、地域の住民の方にとっては様々な、例えば工事の時の騒音ですとか、出来上がった時の環境の変化ですとか、非常に心配なことも多かったこともありまして、住民の方たちの団体自治連合会というのがあるんですけれども、こちらのところで湿地の保護それから生活環境の保護というところをなんとか確保したいということで、太陽光発電の事業者と折衝の場を持つといようなことをしました。それは可児市の条例に基づくそういう場をセッティングするというのが条例なのか、ちょっと私はあまり詳しくないんですが、あるようでして、それに則って行ったということです。そこに私も湿地の研究者ということで呼ばれまして、湿地の調査などをしたんですけれども、そうした中で、最初は事業者もやはり計画としても既に出てきているものを変えるというのが、なかなか大変なことですし、時間が経てば、それだけ儲けも減ってしまうこともありますので、なかなかうまく折り合いの地点が見つからなかったんですが、粘り強く3年ぐらいかけて、私も月に1回とか2回出て、結構大変だったんですが、議論を続けていきました結果、なんとかこの湿地のところを上手くずらす形で計画を作り直そうかという話になりまして。その集水域だったところが平地になって太陽光のパネルになってしまうので、ちょっと水が工事終了後に確保できるかどうか心配なところがありましたけれども、ほとんどの湿地が残る形で事業者が、結局変えていただけという形になりました。一応、それでいきましょうと、明文化された協定書を作りまして。住民の方と事業者とで署名をしました。取り交わすといったことをやりました。その後、工事が行われたんですけれども、やはりその集水域が開発されるのが心配だということで、そのモニタリングと湿地の具体的な保全、湿地自体もちょっと状態がそもそも悪くなりかけていたというのもありましたので、それをやっていくための大森奥山湿地を守る会というグループが出来上がりました。私もメンバーになってるんですけれども、そちらでモニタリングを続けていると、で、その中に実は事業者も入っていて、作業に時々参加されてという状態なんです。

ちょっと次のスライドを見ていただくと、その経緯が一昨年9月ですが、●●●の記事になっているというものです。

次のスライドを見ていただきますと、こちらは、保護活動の事業としてうまく軌道に乗り出したということがあって、一般向けに地域の方々、団地にたくさん住んでいらっしゃると思いますので、そういった方向けに観察会をやろうということで。私も写真を提供したり、図を作ったりしながら、地域の方と一緒にガイドのパンフレットを作ったというのがこちらになります。一部の湿地はあったのがなくなってしまったんですけれども、それ以外のところはほぼ残されたということで、これが妥協点だろうということで、結構うまくいった事例ではないかなというふうに私は思っております。以上です。

千頭先生	<p>富田先生ありがとうございました。富田先生はこの分野の第1の専門家ですけれども、多分、東海丘陵湿地群というのは、開発とのせめぎ合いだと思うんですね。この御嵩だけではなくて、富田先生もかつて関わっていた豊田市とか、いろんなところでやっぱり開発とのせめぎ合いの中でうまく折り合いをつけていくということ、それぞれ関係者がすごく苦労しながら、そうやってきたというふうに思います。この大森の事例は何度もそういう場を作って、皆さんで議論した結果、苦渋の決断だったんでしょうけれども、太陽光パネルの設置ということと湿地と、なんとか折り合いをつけたすごく良い事例かなというふうに思いました。私も実は、藤前干潟の保全と活用にもう10、20年近く関わっていますけれども、やっぱりもうはっきり言って保全と開発のせめぎ合い、日々せめぎ合いですね。だから、そのせめぎ合いの中、0、100で勝負をするとですね、勝った時は良いですけど、負けた時にはすべて無くなっちゃうんですね。だから、どう自然を大きな目を見たときに、自然を残しながら、でも開発の圧力に対してどう近づけていくのかというのはすごく苦しいところではあると思うんですが、議論の方向性として、やっぱりそういうふうな議論をしていかないと、コトが動かないような気がします。そういう意味でいけば、先生のこの事例というのはすごく良い事例かなと思って振らせていただきました。とりあえず以上です。</p>
司会	<p>千頭先生、ありがとうございました。すみません、司会の方から一つ確認でございます。東濃地域湧水湿地群の重要湿地の中に大森湿地群というところがあるかと思うんですけれども、先ほど紹介していただいた事例は、この大森湿地群という認識でよろしいでしょうか。</p>
富田先生	<p>はい。その通りです。そちらです。</p>
司会	<p>ありがとうございました。JR東海もこれまで、湿地群、ハナノキが集中して分布しているところの保全の協力をしていきたいという発言もあったかと思いますが、そのあたりの意義について玉木先生に少しコメントいただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
玉木先生	<p>JR東海へのコメントとの話でしたが、今、この場に居る全員の人に対してのコメントになります。今日、富田先生のお話でこの湿地群というのが美佐野のところだけでなく、御嵩町全体で非常に重要だという認識を持たれたと思います。やはり大事なことはこの会が終わって、この先どう進んでいくかというのを話し合う必要があると思います。その時にやはり自然に手を入れながら守っていくということを理解してもらった上で、この湿地が大事だから開発しないようにしようと思うことが大事だと思います。開発をしなくてもその後残していくためには、やはり手を入れることが大事です。それを市民の皆さんだけでなく、町の方にも理解していただきたいと思います。当然 JR東海には理解していただきたいと思います。</p>
司会	<p>ありがとうございました。そうしましたら、環境省からも全体としまして、少しコメントいただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>

環境省	<p>はい、ありがとうございます。先ほども少し申し上げましたけれども、まずこのような重要湿地で開発が行われる際のプロセスとして、まずはこういう場が設けられたということは非常に重要な意義があったかなというふうに考えております。その中で、先ほど富田先生や、皆さん専門家の先生から助言をいただいて、それに対して町民の皆様からも意見が出てきて、こういうような場をまず持つということが非常に重要だったと思っております。先程の私の紹介の中でも各地で保全活動を進めていくときに、こういう協議会のような、皆さんの意見を出し合って方向性を定めていく、そういうような場が非常に重要だというようなお話を差し上げましたけれども、全くその通りで、まずはこのような場所で、後はいろんな意見が出てきた中で、どういうふうにその合意形成を図るかというところがまさにポイントかなというふうに考えております。もう一点、先ほど富田先生の発表の中にもありましたけれども、今日も現場を見てきましたけれども、昔の環境とは徐々に変わってきている状況が見受けられました。それは開発がこの先あるかないかに関わらず、今の美佐野ハナノキ湿地というところを、どういうふうに保全していくというのが適切なのかというのを、是非このような場でも積極的にご議論がなされると良いかなと思います。今のままですと、なかなか人の手が入っていかなくて、昔はおそらく皆さん山に入って、山と共に生活をしてきて、その中でハナノキ等が成育してきたというような、共生してきた歴史があると思います。そういったものを今この現代において、どういうふうに関わりながらその湿地を保全していくのかと、ちょっと大きな観点かもしれませんが、そういった議論というか、そういった方策を考えるということも非常に重要なことかなというふうに、特に富田先生の話聞いて思いました。以上です。</p>
-----	--

○次第5：保全についての意見交換

司会	<p>誠にありがとうございました。では、残りの時間を意見交換の場とさせていただきます。本日学んだこと、湿地全体をどのように保全していくのか、土を置く置かないというよりはどのように里山にしていくとか、そういった視点も含めてでございますけれど、湿地全体をどのようにしていくか、こういった点で会場の皆様からご意見をいただきたいと思っております。ご意見のある方は挙手をお願いします。先ほど発言されてなかった方を優先したいと思います。お願いいたします。</p>
参加者	<p>ここの山の1948年の航空写真が国土地理院の資料の中にあります。それを見ますと、この湿地のエリアも結構な範囲がハゲ山だったんですよ、写真を見る限り。ということは、先ほど言われたように人の手が入ってたんですね、その時期は。それが今回の説明資料の中でも現状は日当たりがかなり悪くなっていて、管理ができていない状態。このままだと、例えば残土を置かなくても放置したらこの湿地は駄目になるのかなと。じゃあ、さっきから保全保全という言葉が出てますが、ここの山、私見てないのでちょっと状況わからないんですけど、具体的に何をどうするべきなのかというところが知りたいことと、それから現状で、道具を担いで歩いて入って、例えばこれは切った方がいいねという木を倒して、それをどうするというのが機械を入れずにはちょっと考え難いと思うんです。そうすると、そのことも含めて保全も含めて土を置く置かない以前にこの湿地を守</p>

	<p>りたいんだったら、何をどうするべきなのか、そのイメージみたいなことをちょっとお教えいただけたらと思うんですが。</p>
司会	<p>ありがとうございます。そうしましたら、富田先生、玉木先生それぞれいただきたいと思います。では富田先生からお願いいたします。</p>
富田先生	<p>ありがとうございます。今、お話しいただいたこと私も全くその通りだと思います。仮に残土を置いて残りのところが保護されるとしても、全体を守るというのはもちろん良いと思うんですが、そうするにしても、今のまま何もしないという状況ですと、どんどん衰退していく一方というふうに思います。ですので具体的な方法としては、ハナノキのですね、小さな実生とか稚樹とかというのが、なかなか今育ちにくい状況になっていますし、ハナノキ以外にもシデコブシとか貴重な木がなかなかうまく育たない暗い状態になっていますので、灌木をどんどん切つてやるとか、そういったことをしていく必要があると思います。機械を入れるのはなかなか難しいのではないかと話もありましたけれども、手でノコギリを使って切るぐらいの灌木を少しずつ切っていくというレベルから始めても全く問題ないと思いますし、そうしたところでどういう効果があるのかっていうのを確認しつつ、じゃあ、大きい木を切った方がいいねという話になれば、その時点で、例えば近くまでどのように重機を入れるのかとか、そういった方策を考えていくということが必要になってくるかなと思います。まずはちょっとずつやるということも非常に重要だと思います。というのと、そういったことをやる人たちが、なるべく多くの人に参加するのがいいと思うんですね。最初はもちろん興味がある方、近くにお住まいの方というのが中心になると思いますけれども、将来的には御嵩町全体、そしてもっと将来的にはですね、先ほど言った世界のハナノキの自生地ですので、名古屋や岐阜、愛知県からたくさんの方が来て、参加できるような形にするというのが、その価値を認識する上でも重要なことというふうに思っております。</p>
玉木先生	<p>ご質問ありがとうございます。僕は今、富田先生おっしゃられたように細い木を切ることも大事だと思うのですが、やはり太い木を切らないと、その場所というのは明るくなりませんので、更新が見込まれるようなサイトでは、太い木を切るということが大事だと思います。あと、僕も一度見学に行かせてもらいましたが、ハナノキの若木が育ちつつある場所が、何か所かあります。僕が見たところで5本ありました。胸高直径10cmあるかないかのハナノキが5本程度育ちつつある場所がありました。だけど、そこのすべてがうまく育っていくかということ、そうでもなくて。何個体かは周りのもっと大きな木がそのハナノキを被圧していますので、まずはそのハナノキの若木を被圧している木を切って光を当ててやるようにするというのが、まず、すぐにできることかなと考えています。やはりおっしゃられているように、大きな木を外に運び出すのは大変なんですよ。でも本当は外に運び出した方がいいです。その山が肥えるのを防ぐことができますから。ですから、人力で運ぶというのはかなり大変なんですけど、現状ゴルフ場の道が近くまで来ていますので、それらを利用してもらうのが良いのではないのでしょうか。あとはワイヤーなどを利用して搬出するというのが良いかなと思います。</p>

司会	<p>ありがとうございました。では、次の方の質問を受けたいと思います。では、お願いいたします。</p>
参加者	<p>今日聞かせていただいて参考になりました。ありがとうございました。まず守る地域としては両河川、このエリア、今回示されて町長も納得されたエリア。これは守らなきゃいけないというか、開発しないのがよいというのが私の意見です。その前提で保全についてお話しします。皆さん、ちょっと思い出してください。御嵩町の中にもう既に湿地とかいろんな自然設備があります。送木地区にビオトープというのが10数年前作られました。現状をご存知ですか。影も形もありません。この時、町は何をしたかという、最終的には自治会に任せて保全しろと、こういう話にして草刈機の一台を渡しましたが、自治会でやれるわけないので、今はもうビオトープの形もありません。それからもう一つ代表的な例として生活保全林みたけの森という立派な森があります。この中に二つの湿地がございまして、高原湿地と岩の沢湿地です。このうち、岩の沢湿地はみたけの森の案内図でも載ってますが、今はもう灌木が生い茂って、散策路は壊れて通行止めになっています。既存のこんな立派な湿地の2つが守られないのに、なんでこんな大きい湿地が守られますか。これから守ろうとするなら、本当に条例なりその管理規程みたいなものを作って、しっかり守っていかないと絵に描いた餅になりますので、そこも含めてみんなでこれからの保全の仕方を考えていかないかと思っています。絶対あの美佐野湿地は守らなきゃいけないと思っています。ですから、現実を考えながら、これからのこの会をしっかり考えていってほしいと思います。以上です。</p>
司会	<p>ありがとうございます。ご意見として承らせていただきます。では引き続きお願いします。</p>
参加者	<p>はい。すみません。いろいろ胸が詰まって言えないんですけども。富田先生、美佐野は重要湿地だとはっきりおっしゃっていただいて、本当にありがとうございました。私たちは町長を本当に信頼しておりまして、2015年の新聞記事を見て、町長が古田知事にあそこの土地はとても希少種があり、とても重要な場所だという意見書を提出してくださったという新聞記事がありました。先日図書館で見つけてきました。ところが、一昨年ですか、一昨年の9月に要対策土を入れてしまうということに、消極的賛成という手を挙げられました。これにはものすごくショックを受けました。そして今日、環境省の資料の中にラムサール条約のことが書いてありました。そして富田先生が発行された本ですね、最近発行されたこの本の中にもラムサール条約のことが書いてありました。そして上之郷の説明会の時に、一昨年になりますかね、これもちょうど町長は、あそこは池だと、池で湿地とは認識していなかったということをおっしゃいました。ところが、ラムサール条約の中には、人工の池でも周りの湿地と同じく守らなければいけないということが書いてありました。そこに希少野生生物やハナノキ、重要生物があれば、そこは重要湿地だということ。それが1980年に日本がラムサール条約に批准したその時からずっと守らなければいけない土地だということ。そこにJR東海がどんな健全土であろうが、要対策土なんてのもってのほかですが、そんなものを入れようとするのがラムサール条約にも反するし、生物多様性ですか、COP15の条約にも</p>

	<p>違反する。それをやってしまったら御嵩町は大恥をかきます。どうか皆さんもこのことをよく心にして、町長、こんな恥をかくような御嵩町にしないでいただきたいです。私たちは湿地湿地と言いますが、なんだろうっていうふうに不思議に思われるかもしれませんが、湿地というのは、私たちの生活にもものすごく重大な意味を持っているところだと思います。一つには2011年の大災害がありました。上之郷でもその時に、今の現場の反対側の山は崩れました。大災害が起こりました。ところが反対の、今、問題になっている土地は湿地で、あのすごい大雨を抱え込んでくれました。ダムになってくれたんです。それが、埋め立てられて85mもの盛土があそこにできてしまい、そして砂は真砂土という崩れやすい盛土になっていくわけです。もう湿地を埋めたら守ってはくれません。湿地が守ってはくれません。崩れます。ものすごく大災害が予想されます。熱海の事故じゃないですけども、本当にもっともっと想像力を膨らませて。危険を回避するのが行政の役目じゃないでしょうか。熱海の方達の母親、亡くなられた女性のコメントを最近再度確認しました。無能な行政とおとなしい住民。それがセットになると、悪徳業者がはびこるとこの言葉を聞いて、まさに行政は住民を守るということを考えていただきたい。よろしく願いいたします。</p>
<p>司会</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ではお時間も残りわずかとなってまいりました。今手をあげてる方お一方でございますので、恐れ入ります。そうしたらまだ発言されていない女性の方お願いします。</p>
<p>参加者</p>	<p>今日は環境省の方からおいでくださるとお聞きしましたので、御嵩町の素晴らしい今までの生物多様性に対する取り組みをぜひお伝えしたいと思うんです。これ2002年の新・生物多様性国家戦略。懐かしいものです。これ第3次。懐かしいパンフレットです。これは岐阜県が2011年に出した生物多様性岐阜戦略、岐阜。それでこれは岐阜県のパンフレット。岐阜県の生物多様性を考えたもの。このパンフレットはみんな20年前から御嵩町で行っている環境フェアで配布されたんです。素晴らしいでしょう。なかなか大変な環境最新都市と言われていたんです、20年前。平成14年に環境基本条例が制定されまして、それから希少野生生物保護条例。それからそれに基づいて御嵩町版レッドデータブックなるものも作ってるんです。それから平成15年にはこんな分厚い、これは環境に配慮した公共事業の手引き書を作っているんです。そうやって御嵩町ではまさに今、環境省が取り組まれている生物多様性に対する対策を、もう20年前からこの東濃地方にはない政策として行っているんですね。ところがこのリニアに関してはこの条例が一切守られなかったんです。すべてJR東海に特別措置で条例を守ることなく、いろいろな政策が進められていったことが一番この問題が悪化した原因だと思っています。条例の中で共有地の改変に関しては、生物環境アドバイザーの提言書を出さなければいけません。この提言書は、今回の計画でたった一枚しか書かれていないんです。これつい最近、情報公開で手に入れたんですけど。このアドバイザーさんがどなたか知りませんが、本当に可哀想。こんな提言書を書くアドバイザーさんいないです。たった一行、この地域に希少野生生物の生息は確認できませんでした。そう書いてある。たった一行ですよ。こんなのね、アドバイザーに出させてはいけません。ちゃんと御嵩町が御嵩町の持っている</p>

	<p>重要な条例に基づいて、この開発に向き合っていたなら今のような事態にはならなかったはずです。JR 東海に言いたい。今からでも御嵩町の条例を守ってほしい。御嵩町において開発行為を行う時は、御嵩町の条例に従うべきです。第4回のフォーラムの折、最後に JR 東海がこうおっしゃった。希少種であっても他の地域にあるものは守らなくてもいい。それが JR 東海の専門家の意見だった。信じられないお言葉でした。だから、最初、ほとんど保全は何もしなくても良いというそういうスタンスだったのです。こんなふうにはレッドデータブックを作っている町でも、希少種を守るためにいろいろな公共事業の政策を行っている街でも、JR 東海のその強い意向に負けてしまったっていう、それが大変残念なんで。これからはもっと地元の意見に真摯に向き合っていただきたい。そう思います。</p>
司会	<p>ありがとうございました。恐れ入ります。もうお時間も来ておりますので、最後の御一方にさせていただきます。まだ発言されていないかと思っておりますので、女性の方、お願いします。</p>
参加者	<p>ありがとうございます。私は今日この勉強会に参加させていただいて、とてもよかったですと思っています。今までは、どうせ言ったって JR 東海は計画通りやるんだろうな。環境保全と言ったって口だけで、お茶を濁してやってもらえないんだろうなと思っていました。希少生物とか環境保全とかいっても、今の御嵩町の実態を見ると、先ほどこちらの方が言われたように、環境の町と言うのが恥ずかしいような状態で保全がなされていません。そんなところで JR 東海から言われたら、それを聞いて、ちょっとだけ範囲を小さくするとか、移植するとか、そんなことでごまかされてしまうだろうと思っていましたが、今日、専門家の先生や皆さんのお話を聞いてこの場所をしっかり守っていききたいな、御嵩町の住民として今まで湿地は大事だよとか言われても、私も見に行きましたが、すごい所があるなと思いましたが、そこに行くところも大変で。なかなか山奥にこんなのがあってもと思っていましたが、本当に保全して、先ほど先生がおっしゃったように、御嵩町のものだけでなく、名古屋や岐阜やいろんなところからその自然を見にきてもらえるとか、みんなを守って、その COP15 にも値するようなどころにしていけたらいいなというふうに思いました。今日はありがとうございました。</p>
司会	<p>ありがとうございました。ではこれで質疑応答を終了させていただきます。本日は先生方、環境省様からのご意見が聞けましたが…。また企画課で聞きます。はい、本日はもうお時間になりましたので、終了とさせていただきます。お時間もありますので、終了とさせていただきます。主催者の進行に従っていただくようお願いいたします。</p>
参加者	<p>環境省もまた来てくれますか。富田先生もまた来てくれますか。次回はいつなのか。</p>
司会	<p>次回は、本日いただいた意見を取りまとめさせていただきたいと思えますし、内容ですとか、時期はこれから検討させていただきます。今のところ、はっきり何かを決めているものはありませんので、今何かを伝えることはできないと考えています。3月21日にまた第6回のフォーラムに来</p>

	ていただければと思います。本日はここで終わらせていただきたいと思います。ご参加いただきありがとうございました。
--	---